

# 第 1 章 総 則

## 第 1 目的

この基準は、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）及び富良野広域連合火災予防条例（平成 21 年 2 月 27 日条例第 23 号）の規定に基づき設置される消防用設備等について、技術基準の法令解釈及び一般的な施工例を示し、また、本広域連合内で適用する特例基準及び指導基準を示すことにより、抽象的又は解釈、裁量の余地がある部分を明らかにし、審査事務の円滑な運用を図ることを目的とする。

## 第 2 用語

- 1 法とは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）をいう。
- 2 政令とは、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）をいう。
- 3 省令とは、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）をいう。
- 4 条例とは、富良野広域連合火災予防条例（平成 21 年条例第 23 号）をいう。
- 5 条則とは、富良野広域連合火災予防規則（平成 21 年規則第 13 号）をいう。
- 6 告示とは、消防庁告示をいう。
- 7 建基法とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）をいう。
- 8 建基政令とは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）をいう。
- 9 JIS とは、日本産業規格をいう。
- 10 耐火建築物とは、建基法第 2 条第 9 号の 2 に規定するものをいう。
- 11 準耐火建築物とは、建基法第 2 条第 9 号の 3 に規定するものをいう。
- 12 耐火構造とは、建基法第 2 条第 7 号に規定するものをいう。
- 13 準耐火構造とは、建基法第 2 条第 7 号の 2 に規定するものをいう。
- 14 防火構造とは、建基法第 2 条第 8 号に規定するものをいう。
- 15 防火設備とは、建基法第 2 条第 9 号の 2 ロ及び第 61 条に規定するものをいう。
- 16 特定防火設備とは、建基政令第 112 条に規定するものをいう。
- 17 防火戸とは、建基政令第 109 条第 1 項に規定するものをいう。
- 18 特定防火戸とは、特定防火設備である防火戸をいう。
- 19 不燃材料とは、建基法第 2 条第 9 号に規定するものをいう。
- 20 準不燃材料とは、建基政令第 1 条第 5 号に規定するものをいう。
- 21 難燃材料とは、建基政令第 1 条第 6 号に規定するものをいう。
- 22 認定品とは、省令第 31 条の 4 に定める登録認定機関により認定を受けた消防用設備等又はこれらの部分である機械器具をいう。

## 第 3 基準の範囲

この基準は、政令、省令及び条例に定める以外の事項で第 1 に定める目的に必要なものを定めるものとする。

## 第2章 通 則

### 第1節 審査上の留意事項

- 1 本基準の適用にあたって、法令、条例等の抽象的又は解釈、裁量の余地がある部分について、また、指導基準となる部分については、関係者に説明を十分行い、協力を得た上で指導すること。
- 2 消防用設備等の設置については、防火対象物に火災が発生した場合の覚知、通報、避難、消火、延焼防止を含む消火活動等の防火対策を総合的な視野に立って審査すること。
- 3 消防用設備等に関する各種技術開発が著しいことから、これらの消防用設備等の機能、信頼性等を十分把握するように努め、実態に即した指導をすること。
- 4 消防用設備等は、できるだけ有機的に相互に関連して活用できるよう設置指導すること。
- 5 消防用設備等の審査は消防法令の規定に基づき、技術上の基準に従い、又は技術上の基準の例により設置するものについて行うこと。
- 6 特異な設置計画等審査上判断が困難なものについては、本部予防課と協議すること。
- 7 危険物施設を含む防火対象物にあっては、原則として、防火対象物全体を法第17条で規制し、危険物施設部分の規制にあっては、危険物法令の基準により設置することとし、詳細にあっては消防本部予防課と協議すること。
- 8 消防同意事務の実施にあたって、同意を求める建築主事及び指定確認検査機関（以下「建築主事等」という。）が補正を可能とする範囲に留意の上、補正できない違反事項がある場合には、法第7条第2項後段の規定に基づき、同意することができない事由を建築主事等に通知すること。また、修正条件を付して同意する条件付同意を行わないこと。
- 9 消防同意の期間の算定
  - (1) 期間の算定にあたっては、同意を求められた当日は算入しない。また、郵送等の送付方法により到達した場合であっても、同様であること。
  - (2) 同意期間の終了日が日曜日、祝日、年末年始の執務を要しない日に当たる場合は、翌日を終了日とすること。
- 10 建築主事等に対する同意又は不同意の通知は、期間内に通知すること。  
なお、不備等がある場合は、期間内に同意できない事由を建築主事等に通知すること。
- 11 建築物の計画のうち、消防用設備等については、確認申請当時は未だその概要のみに止まり、工事の進行中にその詳細な設計内容が定まる場合など、その概要をもつて同意を求められたときは、同意時に消防用設備等の配置や建築構造上の敷設方法等の概要が示され、詳細は関係法令に適合することが明記された図書をもって審査するなど、新築等完了時に齟齬を生じないように留意すること。
- 12 消防同意に関する確認申請者からの事前相談等の機会を積極的に活用するなど、円滑に消防同意事務を実施されるよう留意すること。